



# P&I 特別回報

第 13-025 号  
2014 年 1 月 30 日

日本船主責任相互保険組合

外航組員各位

## 米国 Non-Tank Vessel Response Plans 最終規則 アラスカ及び太平洋地域 Alternative Planning Criteria (Non Tank Vessels)

### **Alaska Maritime Prevention and Response Network**

2014 年 1 月 24 日付特別回報第 [13-023](#) 号をご参照下さい。同回報にて西アラスカの Vessel Response Plan 要求について、Alaska Maritime Prevention and Response Network への加入が必要になることをご案内しました。また、Network の加入条件は Vessel Response Plans に関する国際 P&I グループ(IG)のガイドラインに沿ったものではないことをご案内しました。Network によると、加入契約書のチェック欄 3 に Alaska Chadux を明記するよう変更する予定であるとのこと。加入契約書は以下のリンクからご覧頂けます([www.ak-mprn.org](http://www.ak-mprn.org))。しかしながら、例え Alaska Chadux を明記するよう変更されたとしても、加入契約書では依然として不特定の対応業者について言及されていません。現在、加入契約書の該当箇所は以下の通り規定されています。

“I/we affirm that our Qualified Individual is duly authorized to execute and enter into a response action contract for oil spill response resources, as set forth in the APC NTV, on behalf of Planholder in the event requested to do so by Planholder or designated Federal On Scene Coordinator.”

Non-Tank Vessels の Alternative Planning Criteria (APC NTV) では、現在 Alaska Chadux だけが記載されています。しかしながら、Network は具体的な業者は未定ながらも他の業者も加える考えであり、それにより船主の QI はチェック欄 3 の規定に従い船主がその他の業者の契約条件を確認することなく契約を締結することになります。従いまして、クラブカバーから外れる契約条件となるリスクを排除することができません。

しかしながら、Non Tank Vessel Response Plans の提出期限である 1 月 30 日までにこの問題が解決される見込みはなく、Network と契約する以外に選択肢はありません。

### **P&I カバーについて**

前回の特別回報にてご案内しました通り、Alaska Chadux の契約条件は IG ガイドラインに沿ったものではなく、船主はクラブカバーの対象外となる責任を負う可能性があり、追加保険が必要となる場合があります。追加保険の詳細については当組合までご照会下さい。また、Network が追加業者を APC に加えることで更なるクラブカバーの対象外となる責任が生じるリスクがありますが、現時点ではリスク発生について判然としません。

### **Remote Zone D14**

米国 Coast Guard は D14 Remote Zone に関するガイドラインを改定しました。グアムにおける OSROs の具体名が削除され、その代わりに Guam/CNMI の中間 APC 措置を満たす OSROs との契約が必要との記載になっています。前回の特別回報にてご案内しました通り、Guam もしくは北マリアナ諸島に寄港する船舶の船主は USCG や手続代行業者にご確認下さい。また、当組合でも必要に応じご照会に対応させていただきます。

以上